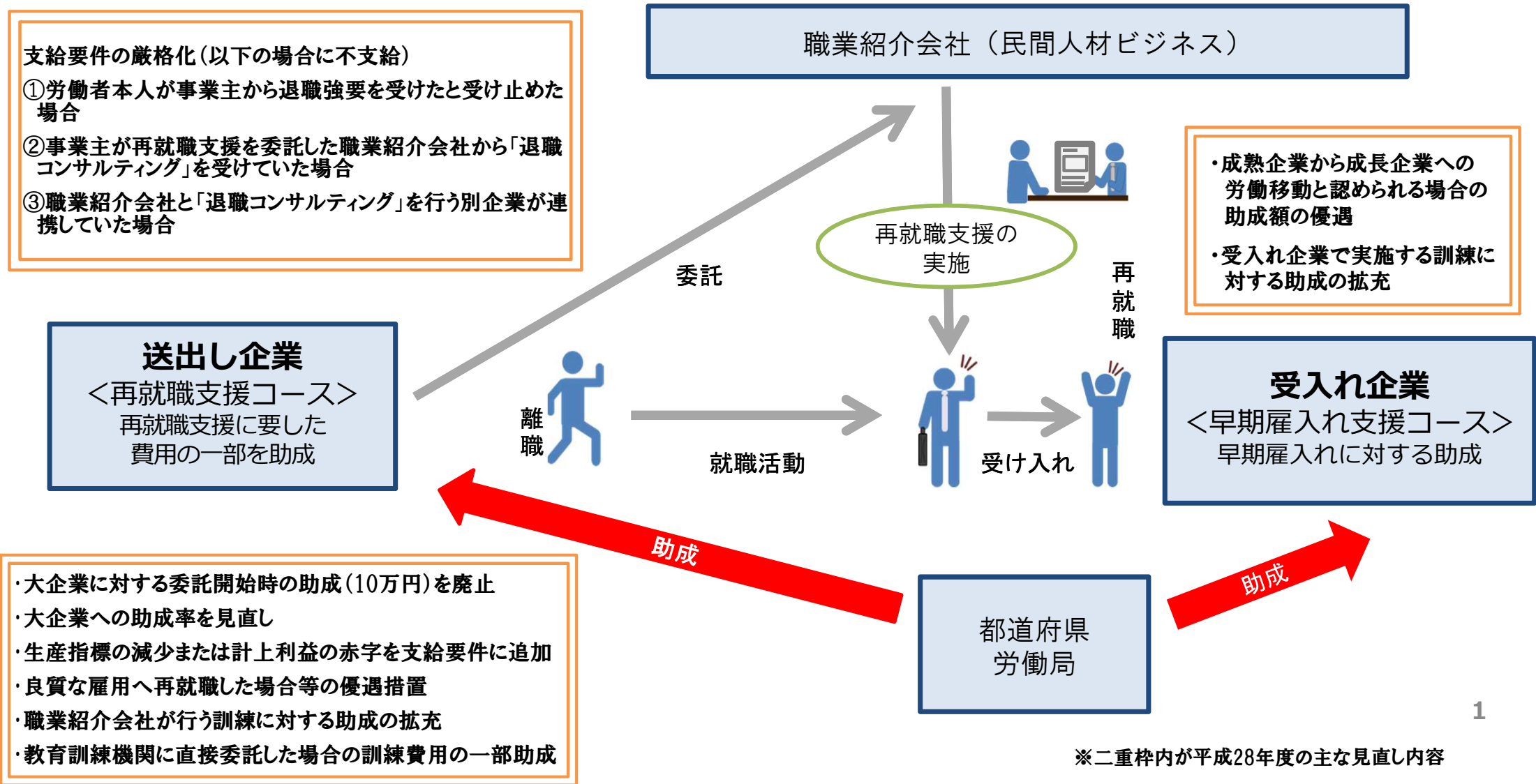


- 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、「成熟分野から成長分野への失業なき労働移動を進めるため、雇用政策の基本を行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型へと大胆に転換する」とされ、平成26年3月より「労働移動支援助成金」が拡充された。
- 個別企業の事業縮小に伴う人員削減に関し、「人材会社がリストラ方法をアドバイスし、再就職支援で利益を得ている」(平成28年2月22日朝日新聞)との報道を契機として、国会等で指摘を受け、同助成金の見直しを求められた。
- 支給要件を厳格化するとともに、制度拡充の趣旨に沿ったより効果的な実施に向けた見直しを実施



労働移動支援助成金の見直し後の状況について①

1. 本助成金が職業紹介会社と連携して退職強要を行う企業への支援とならないようにする。

【課題1】

職業紹介会社が企業に対して人員削減の働きかけと再就職支援の両方を行う場合があるのではないかと退職強要を行う企業に支給されているのではないかと

（平成28年度の主な見直し内容）

支給要件の厳格化（以下の場合に不支給）

- ・ 労働者本人が事業主から退職強要を受けたと受け止めた場合
- ・ 企業が再就職支援を委託した職業紹介会社から「退職コンサルティング」を受けていた場合
- ・ 職業紹介会社と「退職コンサルティング」を行う別企業が連携していた場合

（見直し後の状況）

支給審査の際に事業主及び労働者本人へ直接確認を行い、企業が「退職コンサルティング」を受けていた場合や労働者本人が退職強要を受けたと受け止めている場合には不支給としている。

【課題2】

委託時の10万円助成は再就職が実現しない場合でも支給される

（平成28年度の主な見直し内容）

大企業について、委託時の10万円助成を廃止（中小企業については再就職支援実施のインセンティブのため維持）

（見直し後の状況）

会計検査院から、早期再就職の意思がない労働者についても支給対象に含まれていることについて指摘を受け、平成30年度より中小企業も含めて委託時の10万円助成を廃止。

【課題3】

大企業は助成の必要が低いのではないかと

（平成28年度の主な見直し内容）

1. 大企業に対する助成率を低く設定
2. 大企業の場合は離職者30人以上の場合に限定

（見直し後の状況）

支給実績全体が減少しているところ、大企業の支給実績も減少傾向にある。支給要件の変更が影響した可能性も考えられる。（参考1）

一方、見直し後も受給希望企業のうち1/4は大企業であり、大企業においても一定程度の需要がある。（参考2、参考3）

対象労働者の早期再就職促進の観点からも、大企業については支給対象を限定しつつも助成の対象に含めることが望ましいと考えられる。

労働移動支援助成金の見直し後の状況について②

<参考1>大企業への支給実績

労働移動支援助成金（再就職支援コース）支給実績

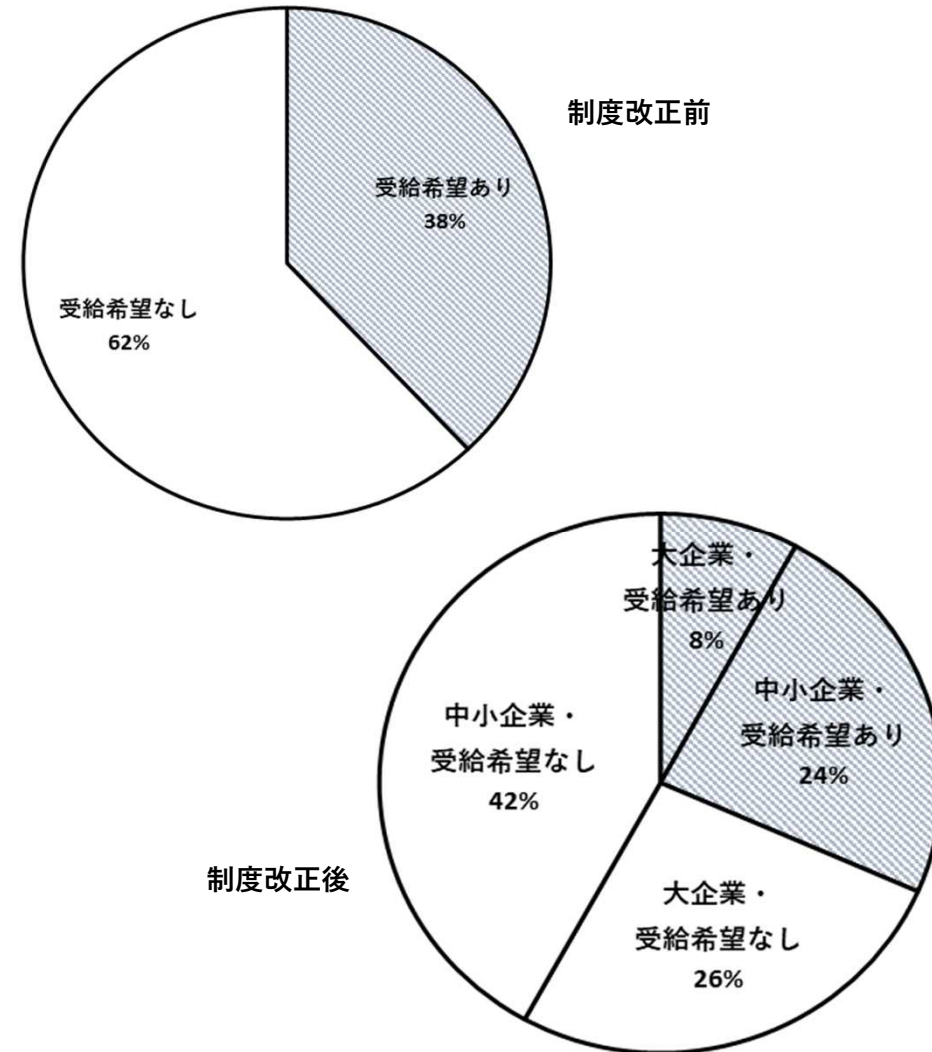
	件数 (事業所数)	人数	支給額 (百万円)
平成27年度	790	13,182	2,209
うち大企業	425	9,127	1,469
(割合)	(53.8%)	(69.2%)	(66.5%)
平成28年度	640	12,065	2,067
うち大企業	301	6,653	1,081
(割合)	(47.0%)	(55.1%)	(52.3%)
平成29年度	236	6,003	965
うち大企業	126	4,660	665
(割合)	(53.4%)	(77.6%)	(68.9%)
平成30年度(※)	24	287	105
うち大企業	4	197	30
(割合)	(16.7%)	(68.6%)	(28.6%)

※ 平成30年度は12月末時点実績（速報値）

（注）制度上、平成28年度の制度改正による影響はそのほとんどが平成29年度以降に発現すると考えられる。

<参考2>再就職援助計画認定企業のうち大企業の労働移動支援助成金受給希望割合

再就職援助計画の認定を受けた事業主のうち、労働移動支援助成金（再就職支援コース）の受給を希望した事業主の割合



※1 「制度改正前」は平成28年4月～7月（187件）、「制度改正後」は平成28年8月～平成30年12月（速報値）（1,377件）の実績を集計。

※2 平成27年7月以前は企業規模別の集計は行っていない。

労働移動支援助成金の見直し後の状況について③

<参考3>事業主意見

平成28年8月以降に再就職援助計画を提出した事業主へのアンケート結果

- 「大企業の場合は離職者30人以上の場合に限定」という支給要件について、
 1. 大企業であっても、対象労働者の数によって限定すべきではない：34%（53.3%）
 2. 大企業は、現行のように対象者の数で限定すべき：28.2%（20.0%）
 3. どちらともいえない：36.9%（26.7%）
- ※（ ）内は大企業からの回答における割合

2. 本助成金を「成熟産業から成長産業への円滑な労働移動」という趣旨に沿った内容とする。

【課題4】

事業縮小等に伴うやむを得ないリストラの場合のみ支給すべき

（平成28年度の主な見直し内容）

人員削減を行う組織における生産指標の減または経常利益の赤字を支給要件として追加

（見直し後の状況）

支給要件に基づき、企業の損益計算書、事業計画等により確認・審査を行った上で、事業縮小等に伴うやむを得ないリストラであったと認められる場合に限り支給している。

<参考1>事業主意見

平成28年8月以降に再就職援助計画を提出した事業主へのアンケート結果

- 「人員削減を行う組織における生産指標の減少又は経常利益の赤字」という支給要件について、
 1. 適当である：72.8%
 2. 再就職援助計画を提出した企業は全て対象とすべき：19.4%
 3. 生産性の低下や赤字ではなく別の要件を設けるべき：6.8%

労働移動支援助成金の見直し後の状況について④

【課題5】

職業紹介会社が、対象者を成長産業など良質な雇用に再就職させることを促進する仕組みがない

（平成28年度の主な見直し内容）

職業紹介会社との委託契約の内容や支給対象者の再就職状況に関する一定の要件（※）を満たした場合に助成率を優遇（「特例区分」）

※「一定の要件」とは、以下の①及び②をいう。

- (1) 対象者のよりよい再就職が実現するよう企業が職業紹介会社との委託契約に一定の内容を盛り込むこと
- (2) 実際に対象者が「無期・フルタイム」かつ「賃金が離職前の80%以上」の条件で再就職したこと

（見直し後の状況）

「特例区分」については、事業主の負担感もあるためか（参考3）現時点の支給実績はごく僅かであるが、支給対象者の賃金や雇用形態を見直し前後で比較すると、条件のよい再就職を実現した者の割合が増加している。（参考1、参考2）

これは、上記以外も含めた制度の見直しにより、真に再就職の意思がある労働者に対して本人の希望に添った再就職支援が実施されたことが一因と考えられる。

<参考1> 支給対象者の賃金変化率

労働移動支援助成金（再就職支援コース）支給対象者の賃金変化率（平成28～30年度合計）

賃金変化率	旧制度対象者		新制度対象者	
	構成比	累積割合	構成比	累積割合
100%以上 ～	559	10.1%	23	14.6%
90%以上 ～ 100%未満	430	7.7%	23	14.6%
80%以上 ～ 90%未満	632	11.4%	36	22.9%
70%以上 ～ 80%未満	840	15.1%	28	17.8%
60%以上 ～ 70%未満	1,015	18.3%	33	21.0%
50%以上 ～ 60%未満	871	15.7%	7	4.5%
40%以上 ～ 50%未満	690	12.4%	5	3.2%
30%以上 ～ 40%未満	400	7.2%	1	0.6%
20%以上 ～ 30%未満	100	1.8%	0	0.0%
10%以上 ～ 20%未満	17	0.3%	1	0.6%
～ 10%未満	2	0.0%	0	0.0%
合計	5,556	100.0%	157	100.0%

賃金変化率80%以上の者

（旧制度対象者）29.2% → （新制度対象者）52.2%

- ※1 平成28年4月～平成30年12月（速報値）の実績。
- ※2 新制度とは平成28年8月改正以降の制度を指し、旧制度はそれ以前の制度を指す。
- ※3 賃金変化率は「再就職先事業所の賃金月額／離職前事業所の賃金月額×100」で表す。
- ※4 離職前事業所の賃金月額には超過勤務手当等一部手当が含まれているが、再就職先事業所の賃金月額には含まれていない。
- ※5 賃金変化率が300%以上の者及び再就職先の賃金月額が50,000円以下の者については異常値として集計の対象から除外した。
- ※6 失業給付の手続きを行っていない者については集計値に含めていないため、実際に再就職支援コースの支給対象者となった人数とは差異がある。

労働移動支援助成金の見直し後の状況について⑤

<参考2>支給対象者の雇用形態

労働移動支援助成金（再就職支援コース）支給対象者の雇用形態（平成28～30年度合計）

	旧制度対象者		新制度対象者	
	人数	構成比	人数	構成比
フルタイム・無期雇用	4,442人	(65.9%)	200人	(79.4%)
フルタイム・6か月以上有期雇用	1,696人	(25.1%)	43人	(17.1%)
フルタイム・6か月未満有期雇用	34人	(0.5%)	3人	(1.2%)
パートタイム	491人	(7.3%)	5人	(2.0%)
派遣	67人	(1.0%)	1人	(0.4%)
その他	14人	(0.2%)	0人	(0.0%)
合計	6,744人	(100.0%)	252人	(100.0%)

※1 平成28年4月～平成30年12月（速報値）の実績。

※2 新制度とはH28年8月改正以降の制度を指し、旧制度はそれ以前の制度を指す。

※3 旧制度において休暇付与支援のみ受けた支給対象者については、雇用形態を把握していないため、実際に再就職支援コースの支給対象となった人数とは差異がある。

<参考3>事業主意見

平成28年8月以降に再就職援助計画を提出した事業主へのアンケート結果

●「条件を満たした場合に助成率を優遇する」という取扱いについて、

1. 助成が割増されるのであれば、要件に合うような委託契約を検討したい：20.4%
2. 助成の割増があっても、その要件に合うような委託契約を締結するのは難しい：27.2%
3. どちらともいえない：51.5%

< 2の理由 >

- (1)手続きの面での負担が大きい：42.1%
- (2)コスト面での負担が大きい：42.1%
- (3)助成の割増が不十分：7.9%
- (4)その他：7.9%

労働移動支援助成金の見直し後の状況について⑥

【課題6】

対象者に対する能力開発を強化すべき

（平成28年度の主な見直し内容）

1. 職業紹介会社が実施する職業訓練に係る費用の助成（「訓練加算」）を拡充
2. 企業が職業紹介会社を介さず教育訓練機関に直接委託して職業訓練を行う場合の費用助成（「職業訓練実施支援」）を創設

（見直し後の状況）

現在の人手不足の状況下では、訓練を実施せずとも比較的早期に（離職前と同一の業種等へ）再就職が実現する割合が高いと考えられ、現時点では「訓練加算」及び「訓練費用助成」の支給実績はごく僅かであり効果は測定できない。

ただし、訓練に対する助成のニーズは一定程度あり（参考1）、雇用情勢によっては対象者の早期再就職に有効に作用すると考えられるため、今後の実績を注視してまいりたい。

<参考1>事業主意見

平成28年8月以降に再就職援助計画を提出した事業主へのアンケート結果

- 再就職支援として離職者へ訓練を実施することについて、
 1. 訓練の実施は必要：40.8%
 2. 訓練の実施は必要ない：10.7%
 3. どちらともいえない：48.5%
- 「紹介会社が実施する職業訓練に係る費用の助成（訓練加算）」について、
 1. 助成があるなら訓練の実施を検討したい：33.0%
 2. 助成があっても訓練の実施は不要：9.7%
 3. どちらともいえない：55.3%
- 「企業が民間訓練機関に直接委託して職業訓練を行う場合の費用助成（職業訓練実施支援）」について、
 1. 助成があるなら訓練の実施を検討したい：32.0%
 2. 助成があっても訓練の実施は不要：16.5%
 3. どちらともいえない：45.6%

<「訓練の実施は不要」と回答した理由>

- (1)訓練は必要だが再就職に役立つ訓練がどのようなものかわからない：46.7%
- (2)助成額が不十分：6.7%
- (3)離職する労働者への訓練に費用をかける必要性を感じない：26.7%
- (4)その他：13.3%

労働移動支援助成金の見直し後の状況について⑦

【課題7】 対象者を良質な雇用によって受け入れる成長産業などの企業に対するインセンティブを強化すべき

（平成28年度の主な見直し内容）

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）において、成長企業が成熟企業から離職者を雇い入れる場合の助成額を優遇（「優遇助成」）

（見直し後の状況）

制度創設以降、「優遇助成」の支給実績は徐々に増加してきており、対象者を早期に雇い入れる成長企業に対するインセンティブとしての役割を一定程度果たしている。

<参考1> 事業主意見

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）優遇助成支給実績（事業所数）

	平成29年度			平成30年度（※）		
	第1回目	第2回目	うち賃金 上昇区分	第1回目	第2回目	うち賃金 上昇区分
1 売上高5%以上	17	2	0	60	19	8
2 ローカルベンチマーク	5	2	0	13	8	4
3 生産性要件	3	0	0	4	3	0
4 事業性評価	0	0	0	2	0	0
合計	25	4	0	79	30	12

※平成30年度は12月末時点実績（速報値）

（注）同一事業所から複数の異なる要件を満たしたとして優遇助成の申請があった場合、それぞれの要件について1件とカウントしている。

以上のとおり、平成28年度当時の課題については、これまでの見直しにより概ね対応できたものと考えている。本助成金が趣旨に沿って適正に活用されるよう実績等について注視し適切な制度運用を図るとともに、雇用情勢も踏まえ本助成金の活用促進に努めてまいりたい。

(参考) 労働移動支援助成金 見直しの概要

1. 再就職支援奨励金（現：再就職支援コース）の見直し

- (1) 大企業への委託開始時助成（「委託開始申請分」）の廃止
- (2) 大企業への助成率の見直し
- (3) 次のいずれも満たす場合に再就職実現申請分の助成率を優遇（※1）
 - ① 企業が職業紹介会社との再就職支援に係る委託契約において、一定基準を満たす条件で契約した場合
 - ② 実際に対象者が良質な雇用（「無期・フルタイム」かつ「賃金が移動前の80%以上」）で再就職した場合
- (4) 職業紹介会社が行った訓練に対する助成の拡充（※2）
- (5) 企業が教育訓練機関へ直接訓練を委託した場合の助成措置を創設（※3）

見直し前			助成額・率
委託開始申請分			10万円/人
再就職実現申請分	大企業	45歳未満	1/2
		45歳以上	2/3
	中小企業	45歳未満	2/3
		45歳以上	4/5
職業紹介会社が行った訓練に対する助成			6万円/月 (最大3か月)
企業が教育訓練機関に直接訓練を委託した場合の助成			なし



見直し後			助成額・率	
			通常	優遇措置 (※1)
委託開始申請分	大企業		なし	
	中小企業		10万円/人	
再就職実現申請分	大企業	45歳未満	1/4	1/3
		45歳以上	1/3	2/5
	中小企業	45歳未満	1/2	2/3
		45歳以上	2/3	4/5
職業紹介会社が行った訓練に対する助成（※2）			訓練実施に係る委託経費の 2/3（上限30万円/人）	
企業が教育訓練機関に直接訓練を委託した場合の助成（※3）			訓練実施に係る委託経費の 2/3（上限30万円/人）	

2. 受入人材育成支援奨励金（現：早期雇入れ支援コース）の見直し

- (1) 早期雇入れ支援（離職後3か月以内に採用した場合）
 - ・成熟企業・成長企業と判断された企業間での労働移動の場合の優遇措置を創設（※4）
 - (2) 人材育成支援（離職後1年以内に採用して企業内訓練を行った場合）
 - ・受入れ企業へのインセンティブを強化するため、OFF-JT及びOJTの実施助成額を引上げ（※5）
 - ・成熟企業・成長企業と判断された企業間での労働移動の場合の優遇措置を創設（※6）
- ※「人材育成支援」は平成30年度より「早期雇入れ支援」と統合し「早期雇入れ支援コース」のメニューの一部として実施

(1) 早期雇入れ支援

現行	助成額
雇入れに係る助成	40万円



見直し後	助成額	
	通常	優遇措置に該当する場合（※4）
雇入れに係る助成	30万円	40万円

(注) 平成28年10月に「優遇措置に該当する場合」の助成額を80万円（40万円×2回）にさらに見直し

(2) 人材育成支援

現行		助成額
OJT実施助成		1人あたり700円/時
OFF-JT	実施助成	1人あたり800円/時
	経費助成	上限30万円



見直し後	助成額	
	通常（※5）	優遇措置に該当する場合（※6）
OJT実施助成	1人あたり800円/時	1人あたり900円/時
OFF-JT	実施助成	1人あたり1000円/時
	経費助成	上限30万円